

【兼用住宅(6)】

【質問】

第一種低層住居専用地域内で、整体院の兼用住宅は可能か。

【回答】

① 柔道整復師法による「施術所」による整体院は診療所の扱いと判断出来るので、単独でも兼用であっても建築は可能です。また、その際は、兼用住宅としての面積制限（延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、兼用部分の床面積の合計が50㎡以内）を受ける事はない。

② 法別表第2(イ)項第八号に規定されている「診療所」に該当する施設は次のとおりと判断する。

・医療法による「診療所」、「助産所」

同法第1条の5、第2条による診療所とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものとされている。

助産所とは、助産師が公衆又は特定多数人の為その業務を行う場所とされている。

・柔道整復師法による「施術所」

同法第17条において施術の制限が規定され、「柔道整復師は医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合はこの限りではない。」とされ、一定の診療行為が認められていることから、診療所に準じた施設として判断する。

・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による「施術所」

一定の診療行為が認められていることから、診療所に準じた施設として判断する。

・介護保険法による介護老人保健施設（入所定員19名以下）

リハビリ・看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする要介護認定を受けた要介護者を対象に、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設であり、介護保険法施行令第37条第2項により、建築基準法に規定する診療所に含むと規定されている。

なお、施設の病床数が20名以上は「病院」扱いとなる。

・生活保護法による医療保護施設（入所定員 19 名以下）

医療を必要とする要保護者に対して診療や治療を行うことを目的とした施設であり、法律上診療や治療等の医業を行う施設と位置付けられている。

なお、施設の病床数が 20 名以上は「病院」扱いとなる。

【参考】

- ① 法別表第 2 (い)項第八号
- ② 令第 130 条の 3
- ③ 日本建築行政会議：基準総則集団規定の適用事例
- ④ 建築基準法質疑応答集